

「低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金」 (ひとり親世帯・ひとり親世帯以外) の申請期限が迫っています

共通事項

【給付額】 児童1人当たり一律5万円

【申請期限】 2月28日(月)

※ひとり親世帯以外については令和4年3月分の児童手当または、特別児童扶養手当の認定の請求をした方については3月15日(火)まで

【申請方法】

申請書に必要書類を添えて、郵送または窓口へ提出してください。

※申請書は窓口で配布しているほか、HPからダウンロードできます。郵送も可能です。

※必要書類については、町HPをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

【提出先】

・住民生活課児童係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所
※郵送される場合は、住民生活課児童係へ送付してください。

ひとり親世帯支給対象者(北海道事業)

① 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※遺族年金、障害年金、老齢年金などを受給しているひとり親等で児童扶養手当を受給していない方も対象になる可能性がありますので、問い合わせください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【支給日】

3月18日(金)までの間に支給されます(北海道事業のため時間がかかる可能性があります)。

ひとり親世帯以外支給対象者

以下の養育要件①～③のいずれかに該当し、かつ、所得要件に該当する者

・養育要件

① 令和3年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の受給者

② 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の児童手当または、特別児童扶養手当の受給資格の認定、額の改定の認定を受けた者

③ ①、②に該当する者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日～平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者

・所得要件

養育要件①に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

【問い合わせ先】 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112